

竹富町製糖工場宿舎等整備基本構想策定委託業務に係る企画提案書の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

平成30年7月6日

竹富町長 西大舩 高旬

1 趣旨

本町製糖業が地域経済の持続的発展や雇用確保に大きな役割を担っている。そのような中、本町では、製糖業の労働力の安定的確保が課題となっており、製糖事業者の安定操業を可能とする体質強化が求められている。そのため、本業務は、製糖工場がある小浜・西表東部・波照間の各島での季節工等宿舎及び地域活性化に資する施設整備に関わる基本構想を策定することを目的とし、また、施設整備の円滑な推進が図られるよう、策定に際し、周辺宿泊施設及び農家等関係者との合意形成活動を行うもとする「竹富町製糖工場宿舎等整備基本構想策定委託業務」に係る企画提案書を募集する。

2 募集期間

平成30年7月6日（金）～平成30年7月20日（金）

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体又は公共的団体発注の地域活性化分野に関する業務実績があること。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する1名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)及び(2)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)から(5)までの要件を満たす者であること。

4 業務内容及び応募方法等

本町ホームページに掲載する企画提案書募集要領等を参照すること。

5 問い合わせ先

竹富町役場 産業振興課（担当：根間 翔次朗）

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL：0980-82-6191（内線131） FAX：0980-83-5863

E-mail：nema-shou@town.taketomi.okinawa.jp

竹富町製糖工場宿舍等整備基本構想策定業務に係る企画提案書募集要領

1 趣旨

沖縄の製糖業は、地域経済を支える一端を担っており、地域の経済活動における維持発展や雇用の確保に大きな役割を果たしている。その一方では、人口減少及び高齢化による製糖業を担う労働力の不足や食品衛生管理体制の強化、働き方改革への取組など維持発展のための体質強化が求められている。

国においては製糖事業者の体質強化に資する、人材確保・育成支援事業、含蜜糖製造工程合理化開発支援事業、地域活性化のための体験交流等に必要な施設整備を支援する「沖縄製糖業体制強化対策事業」が新たに事業化された。

その背景を踏まえ、本町では西表島、小浜島、波照間島の3島にある製糖工場について、繁忙期における季節工受入体制の強化及び観光客受入も視野に入れた宿泊施設を整備するため、地区内関係者と意見交換しつつ今後の事業円滑化に資する基本構想の策定を行うものである。

2 委託業務の内容

企画提案は、下記の業務について提案書を作成して提出するものとする。なお、詳細については、特記仕様書を参照すること。

業務委託

- ①計画条件の整理
- ②施設整備に関する方針の設定
- ③基本構想の検討
- ④事業手法に関する方針の設定
- ⑤管理運営計画の検討
- ⑥地区内関係者との調整
- ⑦打合せ協議
- ⑧その他当該業務に付随する事項（町又は受注者が提案する事項）

3 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日までとする。

4 事業費

提案総額の上限は、37,500千円（税込）とする。

別紙、様式5の積算書にて業務委託の内訳を明記するものとし、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 竹富町における平成29・30年度入札参加資格申請手続きを済ませ、指名停止措置を受けていない者とする。
- (4) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体又は公共的団体発注のまちづくり計画（基本構想、基本計画等）の業務実績があること。
- (5) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること
- (6) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 県内に本店又は支店等を設置し、業務の実施に当たって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等が行えること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）及び（2）の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）から（5）までの要件を満たす者であること。

6 応募方法

企画提案に係る応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

(1) 応募書類

- ア 応募申請書 （様式1）
- イ 企画提案書 （様式2）※A4版5頁以内とする。
- ウ 会社概要 （様式3）
- エ 業務実績書 （様式4）※応募資格（4）が明記されていること。
- オ 積算書 （様式5）
- カ 執行体制 （様式6）

- キ 事業計画 (様式7) ※A3版1枚または、A4版2頁とする。
- ク 質問書 (様式8)
- ケ 共同企業体協定書(様式9) ※共同企業体で応募する場合のみ
- コ その他の書類(任意様式) ※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの

①定款、規約、その他これらに類する書類

②登記簿謄本の写し

(2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じて様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は、期限内に到着するよう送付すること。

(4) 提出部数

提出部数は、(1)の「ア 応募申請書(様式1)」及び「コ その他の書類」については1部とし、「イ～キ」の応募書類については10部とする。

(5) 提出期限

平成30年7月20日(金)午後5時必着

(6) 提出場所

竹富町役場 産業振興課

7 評価のテーマ

提案書作成に際し以下のテーマについて記載するものとする。

(1) 地域特性を活かした効果的な整備計画について

(2) 実現性のある事業手法を検討するにあたり考慮すべき事項

8 審査の方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置して書類審査又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。ただし、応募者多数(おおむね5者以上)の場合は、産業振興課において書類審査を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。また、応募者が1者の場合は、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に業務が実施可能と判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

9 委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

10 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 募集期間 | 平成30年7月6日(金)～平成30年7月20日(金) |
| (2) 質問受付 | 平成30年7月6日(金)～平成30年7月17日(火) |
- 質問については質問書(様式8)を電子メールにて提出すること。
提出先：nema-shou@town.taketomi.okinawa.jp (担当：根間)
- | | |
|------------|----------------------|
| (3) 応募締切 | 平成30年7月20日(金) 午後5時必着 |
| (4) 企画提案審査 | 平成30年7月27日 午後2時 |
| (5) 審査結果通知 | 平成30年8月上旬(予定) |
| (6) 委託契約締結 | 平成30年8月中旬(予定) |

11 その他

- (1) 費用の負担及び提出書類の非返却
提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書の非公表
提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。
- (3) 提案件数
提出する企画提案書は、1事業者当たり(共同事業者含む)1案に限るものとする。
- (4) 応募の無効
募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (5) 事務取扱
竹富町の休日を定める条例(平成5年竹富町条例第19号)第1条第1項に規定する町の休日を除く、9時から17時までとする。

12 提出先及び連絡先

竹富町役場 産業振興課(担当：根間 翔次朗)
〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番1
TEL：0980-82-6191(内線326)
FAX：0980-83-5863
E-mail：nema-shou@town.taketomi.okinawa.jp